

あり。これを承け、随いで經に両院に具詳して福州中衛指揮同知蕭崇基を差委し、齎捧して前來し開読せしむ。煩為わくは欽遵して施行せんことを。須らく咨に至るべき者なり。

計開 齎す詔書四道

右、琉球国に咨す

天啓三年（一六二三）七月二十六日

注（1） 皇上の登極・大婚の詔書 天啓帝の即位と皇后冊立の詔書。

万曆四十八年（一六二〇）七月万曆帝が死去し、泰昌帝が即位したが、在位一カ月で九月に死去したため、同月、天啓帝が即位した（一六二〇年は七月までが万曆四十八年、八月以降は泰昌元年）。皇后冊立は天啓元年（一六二一）四月（『明史』二二、熹宗本紀）。

（2） 具詳 詳は詳文。詳文を具えて（提出する）。

（3） 指揮同知 衛の次官。

（4） 詔書四道 そのうち、即位の詔（〇一―三三）、大婚の詔（〇二―〇六）の二通が『歴代宝案』に収録されている。（〇一―三三）の泰昌帝の登極の詔もここに含まれるか。

1-07-21

福建布政司より琉球国あて、慶賀・進香の方物の受領と、使臣への給賞を知らせる咨（一六二五、六、二二）

福建等处承宣布政使司、慶賀、進香の事の為にす。

案照するに、天啓四年（一六二四）十二月初一日、軍門都御史南（居益）の案験を奉ずるに、礼部の咨を准く。該本部題す。主客清吏司の案呈は、本部の送れるを奉ずるものなり。該琉球国中山王世子尚豊の咨に、王舅馬勝連等十二員名を差わし、表文を齎捧し、方物を管送して京に赴き、皇上の登極を慶賀し、又、使者英梓等五員名を差わし、神宗顯皇帝・光宗貞皇帝に香品を齎進せしむ、とあり。其の進到せる表文及び方物は、已經に本部、具題し進収して訖る。今に及びて該国の使者英梓等の官、定陵・慶陵に赴きて行礼するの外、所擬の差来せる員役は、存留の通伴の賞賜は近ごろ該本部議して題し減免するを除くの外、其の京に到れる王舅一員馬勝連、長史一員林国用、使者二員翁寿慶・英梓、通事一員蔡錦、人伴相連等十二名は例として應に給賞すべし。查得するに、該国の賞例は、凡そ差来の王舅に綵段四表裏・羅四匹・紗帽一頂・鍍金花帶一条・織金紵糸衣一套・靴襪各一双を賞す。長史・使者は毎員に綵段二表裏・折鈔の綿布二匹、通事は綵段一表裏・折鈔の綿布二匹、人伴は每名に折鈔の綿布二匹なり。附搭の土夏布二百匹は、官抽する一半は例として給価せざるを除き、其の抽して剩れる一半は毎匹に鈔五十貫を給し、鈔二百貫毎に闊生絹一匹と折与す。進過の方物は例として給賞せず。通査し案呈して部に到る。看得するに、琉球国中山王世子尚豊の差来せる王舅馬勝連等の賞賜の綵段の表裏・冠帶・衣服・絹布は既經に該司の査するに前例有れば、相應に題請すべし。合に命、本部に下る

を候ちて、内府の各該衙門に行移し、照數して関出し給賞すべし。土夏布の価値の生絹は京に到れる王舅馬勝連等に給付し、伴送の百戸林挺棟とよと同一領回せしむ、等の因あり。

天啓四年五月初八日、太子少保本部尚書兼翰林院學士林（堯愈）等具題し、十一日、聖旨を奉ずるに、是なり、とあり。此れを欽む。欽遵して王舅・長史等の官の馬勝連等の賞賜は、俱に經に関領して完備し、六月初十日に給散するを除くの外、相應に移会すべし。此の為に合に貴院に咨すべし。煩わが為わくは本部の題奉せる欽依内の事理を查照して、琉球国及び該布政司に転行し、欽遵して施行せしめんことを、等の因あり。此れを准く。擬するに合に就ち行うべし。此の為に仰うく。抄案して司に回し当該の官吏に着落して、咨内の事理に照依して琉球国中山王世子尚豊に移行し、欽遵して施行せしめよ、等の因あり。此れを奉ず。擬するに合に就ち行うべし。此の為に備繇して貴国に移咨す。煩わが為わくは遵照して施行せんことを。須らく咨に至るべき者なり。

### 計開

欽賞。琉球国中山王世子尚豊の差来せる王舅・長史等の官の馬勝連等五員、並びに人伴相連等十二名、共に綵段十一表裏、羅四匹、紗帽一頂・鍔花金帯一条・織金紵糸衣一套の計三件、靴襪各一双、折鈔の綿布三十二匹なり。

給賞。抽して剩れる本国附搭の土夏布の価値の生絹、共に二十五匹なり。

右、琉球国に咨す

天啓五年（一六二五）六月二十二日

注\*当文書と同文の（〇八一九）があり、宛先が琉球国中山王世子日付が崇禎九年四月である。（〇八一九）は何らかの誤りによる錯簡であろう。

- (1) 南（居益） 天啓三年二月から五年五月まで福建巡撫。
- (2) 南（居益）の案驗 「礼部の咨を准く」から注（19）まで。
- (3) 礼部の咨 「該本部題す」から注（17）まで。
- (4) 題 「主客清吏司」から注（14）まで。
- (5) 馬勝連 勝連親方良繼。一五七六一一六四九年。首里馬氏の五世（『市史宝案抄』三二五頁）。この派遣は執照（三二二—三）から、天啓三年正月とわかる。
- (6) 神宗顯皇帝 万曆帝。万曆四十八年（一六二〇）七月没。陵墓は定陵。
- (7) 光宗貞皇帝 泰昌帝。万曆四十八年九月、在位一ヶ月で没。陵墓は慶陵。
- (8) 通伴 通事と人伴。
- (9) 翁寿慶 具志川親方盛繼。一五七九—一六三九年。首里翁氏の三世（『家譜（三）』六六頁）。
- (10) 賞例 以下に述べられた規定は『万曆会典』卷一一一、給賜、外夷上にあてられる。
- (11) 鍔花金帯 鍔花はけぼり。けぼり細工の金をあしらった大帯。
- (12) 鈔二百貫 原文の鈔のおどり字は衍字か。
- (13) 命（〇八一九）により補う。

(14) 等の因あり 注(4)の題の終り。

(15) 林(堯俞) 天啓三年五月から五年八月まで礼部尚書。

(16) 関領 俸給を受け取る。ここでは賞賜を受け取る。

(17) 等の因あり 注(3)の礼部の咨文の終り。

(18) 移行 公文書を送る。「用語解説」参照。

(19) 等の因あり 注(2)の案驗の終り。

1-07-22

福建布政司より琉球国あて、請封に対し、甘結の提出を求め  
る咨(一六二七、四、二四)

福建等処承宣布政使司、王爵を請封し愚忠を効し盛典を昭らかにする事の為にす。

礼部の照会を承准す。儀制清吏司の案呈は本部の送れる内府の抄出を奉ずるものなり。琉球国中山王世子尚豊、奏称すらく、照得するに、泰昌元年(一六二〇)九月十九日、痛ましくも我が先王臣尚寧、辞世し升逝す。念うに予小子臣尚豊、長嫡にして祧を承く。然して王統の永存するに、合行に継述すべきも、侯服は度有れば敢えて僭称せず。典例に欽遵して請封し、綸音もて爵を賜うを佇ち望む。此の為に臣尚豊、遵いて事宜もて礼部に移咨して知会するの外、謹んで疏章を具し正義大夫蔡塵を遣わし、捧馳し叩奏せしめて聖聰を冒瀆す。然り而して小臣の請封するは、該国の恭順を明らかにし、大帝の爵を錫うは、歴朝の盛典を光かす。

伏して望むらくは皇上、臣の祖の事例に俯照して、蚤やかに皮弁冠服の恩榮を賜わんことを。一彈の波区は万載に延綿して、億代の藩疆は重光を累歴するに庶からん。臣尚豊、激切して翹首待命の至りに任うる無し、等の因あり。

聖旨を奉ずるに、礼部知道せよ、とあり。此れを欽む。欽遵して抄出し、部に到れば、司に送る。査得するに、外国の襲封は、其の支派の嫡長の親男なるの是なりや否や、承襲の応なりや否やは、合に福建撫按衙門に行し査勘して明白ならしむべし。題請するに便なるに庶からん、とあり。案呈して部に到る。合に就ち本布政司に照会し、尚豊は嫡長の親男なるの是なりや否や、承襲するに詐冒の有りや無しやを訪勘するを細加し査勘して明白ならしむべし。仍お合国の人員の碍げ無きの甘結を取り、回覆して前來せしめ、以て憑りて定奪して施行せよ、等の因あり。

此れを承け、前事を案照するに、撫按兩院の案驗の司に行するを奉蒙し、已經に総鎮、守・巡・兵・海各道に移会せるの外、今、前因を承け、擬するに合に就ち行うべし。此の為に備懸して貴国に移咨す。煩わくは来文内の事理に依り、査勘して明白ならしめ、合国の人員の碍げ無きの甘結の一樣なる四本を取具して咨報せんことを。以て憑りて兩院に転詳し、具題して定奪して施行せん。須らく咨に至るべき者なり。

右、琉球国に咨す

王爵を請封す等の事 天啓七年(一六二七)四月二十四日